

# 大分県労働委員会会報

第 70 号  
(令和6年版)

大分県労働委員会事務局

# 大分県労働委員会会報 目次

<b>第1章 労働委員会の概要</b> .....	1
第1節 労働委員会の位置づけ等.....	1
1 労働委員会の位置づけ.....	1
2 労働委員会の機能.....	1
3 労働委員会の業務.....	1
4 労働委員会の特色.....	1
第2節 労働委員会の組織.....	2
1 委員会.....	2
2 あっせん員候補者.....	2
3 事務局.....	2
4 名簿（委員・あっせん員候補者）.....	3
第3節 総会等の開催状況.....	7
1 総会.....	7
2 公益委員会議.....	9
3 連絡協議会・会議.....	10
4 研修.....	11
<b>第2章 労働情勢の概要</b> .....	13
<b>第3章 審査・調整の実施状況（令和6年）</b> .....	14
<b>第4章 審査関係</b> .....	15
第1節 不当労働行為事件.....	15
1 概況.....	15
2 不当労働行為事件取扱一覧表.....	15
3 事件の概要.....	15
4 審査の期間の目標及び審査の実施状況.....	16
第2節 労働組合の資格審査.....	16
1 概況.....	16
2 労働組合格資格審査取扱一覧表.....	16
<b>第5章 調整関係</b> .....	17
第1節 労働争議の調整.....	17
1 概況.....	17
2 労働争議調整事件取扱一覧表.....	21
3 事件の概要.....	21
第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件.....	24
1 概況.....	24
2 個別労働関係紛争事件取扱一覧表.....	28
3 事件の概要.....	28
第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査.....	29
1 争議行為予告.....	29
2 労働争議実情調査.....	32
<b>第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知</b> .....	34
第1節 労働相談の概況.....	34
1 労働相談の状況（令和6年1月～12月）.....	34
2 年別相談件数の推移.....	34
3 労働相談週間の活動状況.....	35
第2節 個別労働紛争処理制度の周知.....	36

## 【資料編 目次】

1	不当労働行為審査事件の推移	37
2	労働組合の資格審査の推移	39
3	労働争議調整事件の推移	40
4	個別労働関係紛争あっせん事件の推移	44
5	年別労働相談件数の推移	45
6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	45
7	労働争議の発生状況(大分県)	46
8	連絡会議内容等	47
9	研修内容等	52
10	有効求人倍率・完全失業率の推移(県内及び全国)	57
11	労働委員会委員	58
12	事務局組織・職員数	60
13	大分県労働委員会規則	61

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の位置づけ等

### 1 労働委員会の位置づけ

労働委員会とは、労働者の団結権の擁護及び労働関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき都道府県に設置された独立行政委員会である。

### 2 労働委員会の機能

労働委員会は、憲法で保障された労働基本権の保護と労使関係の安定を目的とし、迅速、的確に不当労働行為の審査を行うとともに、労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう合理的、弾力的な方法で労働紛争の調整に当たっており、機能は次のように大別される。

- (1) 審査機能：主として不当労働行為の審査や労働組合の資格審査を行う。
- (2) 調整機能：労使間のあっせん、調停、仲裁等を行い、争議・紛争を解決に導く。

### 3 労働委員会の業務

労働委員会の主な業務は、以下の4つである。

なお、(2)労働争議や(3)個別労働関係紛争における「あっせん」については、労働委員会が直接行う調整手続ではなく、労働委員会の会長によって指名された「あっせん員」が行うものであり、あっせん員候補者も総会の議決によりあらかじめ定められている。

- (1) 労働組合法及び労働関係調整法に基づく集団的労使関係に関わる不当労働行為事件の審査、判定業務
- (2) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁業務
- (3) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき知事から事務委任された個別労働関係紛争のあっせん（平成14年4月から実施）
- (4) 審査やあっせんに繋ぐために独自に実施する労働相談

また、上記4つの主な業務の他、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生届の受理及び労働争議の実情調査、地方公営企業における使用者の利益代表の範囲の認定・告示等の事務を担っている。

### 4 労働委員会の特色

労使間の諸問題は、労使双方が誠意をもって話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合、公平な第三者として労働委員会が労使の仲立ちをし、よりよい労使関係形成の手助けを行っている。

労働委員会の審査、あっせんは、原則として「公益委員」、「労働者委員」、「使用者委員」の三者で担当し、労働者委員、使用者委員がそれぞれの当事者の主張を十分聴いた上で、相手の立場に立って解決のための合意形成を図り、実質的な効果を伴った解決を目指すのが最大の特色である。

また、裁判と異なり簡易・迅速、かつ手数料等も不要となっている。

## 第2節 労働委員会の組織

### 1 委員会

大分県労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名、計15名の委員で構成されている。

委員の任期は2年と定められており、令和6年2月18日までは第47期委員により運営された。2月19日に委員改選が行われ、以降は第48期委員により運営された。

### 2 あっせん員候補者

あっせん員候補者については、あっせん員候補者に関する申し合わせに基づき、①大分県労働委員会委員、②大分県労働委員会事務局職員のうち事務局長、調整審査課長、③その他労働委員会が特に必要と認める者の中から総会の議決を経て委嘱される。

①大分県労働委員会委員については、第48期委員の任命に伴い、令和6年2月27日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行った。

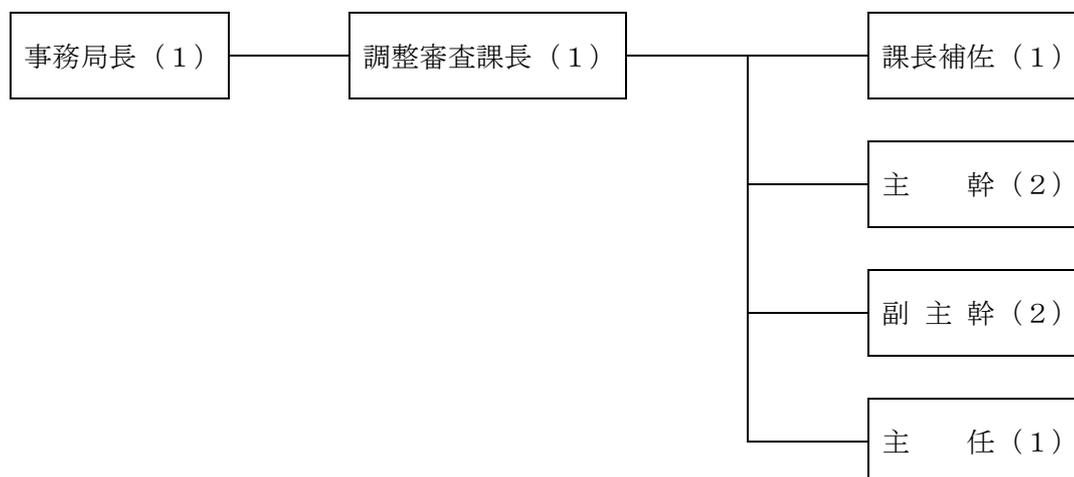
また、②大分県労働委員会事務局職員については、人事異動に伴い、令和6年4月9日付けで委嘱及び解任を行った。

### 3 事務局

大分県労働委員会事務局については、大分県労働委員会事務局組織規則(昭和31年大分県規則第39号)により、所掌事務等必要な事項が定められている。

組織としては、事務局長の下に調整審査課が置かれ、8名の職員が配置されている。事務局の組織図・職員は、次のとおりである。

#### 事務局組織図



#### 4 名簿（委員・あっせん員候補者・事務局職員）

##### (1) 第47期委員 任期：令和4年9月5日～令和6年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	柴田 尚子	元大分県生活環境部長	第46期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	三浦 恭子	一級建築士	第43期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	兒玉 雅紀	株式会社オーシー代表取締役社長	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

##### (2) 第48期委員 任期：令和6年2月19日～令和8年2月18日（◎会長 ○会長代理）

区分	氏名	現職または前職	備考
公益委員	◎ 深田 茂人	弁護士	第44期～
	○ 清水 立茂	弁護士	第46期～
	後藤 素子	元大分県労働委員会事務局長	第48期～
	渡邊 博子	大分大学経済学部教授	第47期～
	堀江 貴陽子	みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士	第48期～
労働者委員	幹事委員 新宮 高志	全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長	第46期～
	山本 悦子	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長	第47期～
	石本 健二	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	第47期～
	林 大介	UAゼンセン大分県支部支部長	第47期～
	原口 享子	UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長	第47期～
使用者委員	幹事委員 藤野 久信	大分県経営者協会専務理事	第46期～
	白川 憲一	大分交通株式会社取締役副社長	第45期～
	高野 浩子	株式会社美装管理代表取締役	第47期～
	寺司 志保美	元株式会社別府衛生公社代表取締役	第48期～
	熊埜御堂 康昭	三和酒類株式会社代表取締役常務	第46期～

(3) あっせん員候補者（労働関係調整法第10条）

区 分	氏 名	委 嘱 期 間
公益委員	深 田 茂 人	平28. 2. 9 ~
	清 水 立 茂	令 2. 2. 17 ~
	後 藤 素 子	令 6. 2. 27 ~
	渡 邊 博 子	令 4. 2. 22 ~
	堀 江 貴 陽 子	令 6. 2. 27 ~
	柴 田 尚 子	令 2. 2. 17 ~令 6. 2. 27
	三 浦 恭 子	平26. 2. 12 ~令 6. 2. 27
労働者委員	新 宮 高 志	令 2. 2. 17~
	山 本 悦 子	令 4. 9. 13~
	石 本 健 二	令 4. 2. 22~
	林 大 介	令 4. 2. 22~
	原 口 享 子	令 4. 2. 22~
使用者委員	藤 野 久 信	令 2. 2. 17 ~
	白 川 憲 一	平30. 2. 13 ~
	高 野 浩 子	令 4. 2. 22 ~
	寺 司 志 保 美	令 6. 2. 27 ~
	熊 埜 御 堂 康 昭	令 2. 2. 17 ~
	兒 玉 雅 紀	令 2. 2. 17 ~ 令 6. 2. 27
事務局職員	一 丸 淳 司	令 6. 4. 9 ~
	阿 部 晴 彦	令 5. 5. 23 ~
	幸 清 二	令 5. 5. 23 ~ 令 6. 4. 9

# 第47期委員 (任期: 令和4年9月5日～令和6年2月18日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会長代理



柴田 尚子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



三浦 恭子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹事委員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹事委員



兒玉 雅紀  
委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



熊笹御堂 康昭  
委 員

# 第48期委員 (任期: 令和6年2月19日～令和8年2月18日)

## 公益委員



深田 茂人  
会 長



清水 立茂  
会 長 代 理



後藤 素子  
委 員



渡邊 博子  
委 員



堀江 貴陽子  
委 員

## 労働者委員



新宮 高志  
幹 事 委 員



山本 悦子  
委 員



石本 健二  
委 員



林 大介  
委 員



原口 享子  
委 員

## 使用者委員



藤野 久信  
幹 事 委 員



白川 憲一  
委 員



高野 浩子  
委 員



寺司 志保美  
委 員



熊埜御堂 康昭  
委 員

### 第3節 総会等の開催状況

労働委員会の重要事項については、すべて合議制の会議で決定されており、労働委員会規則（以下、本項において「規則」という。）第3条第1項各号に規定する「総会」及び「公益委員会議」、同条第2項に規定する「調停委員会会議」及び「仲裁委員会会議」等がある。

令和6年中の「総会」「公益委員会議」の開催状況については、下記1、2のとおりであり、その他「調停委員会会議」及び「仲裁委員会会議」等については、令和6年中の開催はなかった。

そのほか、労働委員会相互の連携を密にし、判例や事例の研究とともに、意見交換を重ね事務処理の統一と実務に要求される知識の涵養を図る目的から、「連絡会議」や「研修」を開催している。

#### 1 総 会

総会は規則第4条の規定により、規則第5条第1項各号で定める事項（あっせん員候補者の委嘱及び解任等）を付議するほか、同条第3項で定める事項（不当労働行為事件の審査等）について報告を行う。

令和6年中の開催状況は次のとおりである。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1756	1. 23	1 令和5年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 2 あっせん期日外における面談について
1757	2. 13	1 (調)事件(令和6年第1号)のあっせん申請について 2 あっせん期日外における当事者との面談についての確認事項(案)について 3 大分県労働委員会委員改選に係る関連行事のタイムスケジュール(案)について 4 第13回及び第14回労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会議事録について
1758 (臨時)	2. 19	1 会長及び会長代理の選挙 2 令和6年度労働委員会委員定例総会開催計画(案)等について 3 令和6年度の大分県労働委員会主要会議等日程について
1759	2. 27	1 あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 (調)事件(令和6年第1号)について 3 争議行為予告について 4 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について(報告) 5 令和5年度「悩まず どんとこい労働相談週間」(令和6年2月1日～7日)における相談状況について
1760	3. 12	1 (調)事件(令和6年第1号)の終結について(打切り) 2 (調)事件(令和6年第2号)のあっせん申請について 3 争議行為予告について 4 第91回九州労働委員会連絡協議会の提案議題について 5 大分県労働委員会会報69号(令和5年版)について 6 事務局職員研修について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1761	3.26	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 争議行為予告について 3 大分県労働委員会事務局組織規則の一部改正について 4 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う大分県労働委員会が所管する例規等の改正について 5 2023年度九プロ労委労協第2回幹事会について(報告) 6 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修について(報告) 7 2023労委労協命令研究会(令和6年1月18日(木)開催)について(報告) 8 令和6年度全国労働委員会連絡協議会公益委員連絡会議の議題の募集について 9 第91回九州労働委員会連絡協議会に係る運営委員会審議結果及び議題等について 10 令和6年度大分県労働委員会委員研修の見直しについて(案) 11 令和5年度大分県労働委員会情報発信PTの実績報告について
1762	4.9	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (調)事件(令和6年第2号)について 3 (調)事件(令和6年第3号)のあっせん申請について
1763	4.23	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 争議行為予告について
1764	5.14	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 (個)紛争(令和6年第1号)のあっせん申請について 4 総会へのオンライン出席に係る要件について
1765	5.28	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 (個)紛争(令和6年第1号)について 4 争議行為予告について 5 総会へのオンライン出席に係る要件について 6 大分県労働委員会必携の一部差し替えについて
1766	6.11	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 (個)紛争(令和6年第1号)について 4 争議行為予告について 5 総会へのオンライン出席に係る要件について 6 第92回及び第93回委員研究会講師(案)について
1767	6.25	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 (個)紛争(令和6年第1号)の終結について 4 争議行為予告について 5 九州労働委員会会長会議について(報告)
1768	7.9	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 (個)紛争(令和6年第1号)の終結について 4 争議行為予告について 5 2024年度九プロ労委労協総会・研修会について(報告) 6 第91回九州労働委員会連絡協議会について(報告)
1769	7.23	1 (調)事件(令和6年第2号)について 2 (調)事件(令和6年第3号)について 3 全国労働委員会会長連絡会議について(報告) 4 全国労働委員会事務局長連絡会議について(報告) 5 令和6年度街頭啓発(案)について

通算回数	開催期日	主 な 内 容
1770	8.27	1 (調) 事件 (令和6年第3号) について 2 (調) 事件 (令和6年第2号) の調整事項の変更について 3 (調) 事件 (令和6年第2号) の終結について (打切り) 4 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について
1771	9.10	1 (調) 事件 (令和6年第3号) について 2 争議行為予告について 3 今後の労働委員会の新たな役割に係る課題検討会について 4 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について 5 令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議 (調整部門) について (報告)
1772	9.24	1 (調) 事件 (令和6年第3号) について 2 2024 労委労協命令研究会 (令和6年7月11日 (木) 開催) について
1773	10.8	1 (調) 事件 (令和6年第3号) について 2 九州地区労働委員会使用者委員研修会について (報告) 3 九州労働委員会事務局課長会議について (報告)
1774	10.22	1 (調) 事件 (令和6年第3号) について 2 令和6年度公労使委員合同研修について (報告) 3 令和6年度「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施結果について
1775	11.12	1 (調) 事件 (令和6年第3号) の終結について (解決) 2 争議行為予告について 3 九プロ労委労協第1回幹事会・研修会について (報告) 4 九州労働委員会公益委員連絡会議について (報告) 5 第92回九州労働委員会連絡協議会の開催について 6 令和6年度「悩まず どんとこい労働相談週間」(10月1日～7日) における相談状況について
1776	11.26	1 争議行為予告について 2 2024 労委労協命令研究会 (令和6年10月17日 (木) 開催) について (報告)
1777	12.10	1 全国労働委員会事務局 調整・審査主管課長会議について (報告)
1778	12.24	1 公労使委員個別紛争専門研修 (報告) 2 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施について

(不) 事件：不当労働行為事件の略、(調) 事件：労働争議の調整事件の略  
(個) 紛争：個別労働関係紛争の略

## 2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項（不当労働行為事件の審査、労働組合の資格審査等）を審議するものである。

令和6年中の開催はなかった。

### 3 連絡協議会・会議

規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は地区別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による「連絡協議会」並びに会長及び事務局長の「連絡会議」が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は地区別に「公益委員連絡会議」、「労働者側委員連絡協議会（労委労協）」、「使用者委員連絡協議会」、調整・審査の各「事務局主管課長会議」等が開催されている。

令和6年中に開催された会議の概要は、次のとおりである。

会 議 名		開催期日	開催地	
全 国 会 議	1	全国労働委員会会長連絡会議	6月14日	岐阜県
	2	全国労働委員会事務局長連絡会議	6月13日	岐阜県
	3	第79回全国労働委員会連絡協議会総会	11月14日～15日	東京都
	4	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月28日	東京都
	5	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月29日	東京都
九 州 地 区 会 議	1	九州労働委員会会長会議	4月18日	福岡県
	2	令和5年度第3回（臨時）事務局長会議	1月12日	書面開催
	3	九州労働委員会事務局長会議	4月18日	福岡県
	4	第91回九州労働委員会連絡協議会	5月16日～17日	沖縄県
	5	九州労働委員会公益委員連絡会議	10月17日	熊本県
	6	2023年度九州ブロック労委労協第2回幹事会・命令研究会	2月29日～3月1日	沖縄県
	7	2024年度九州ブロック労委労協総会・研修会	5月15日～16日	沖縄県
	8	2024年度九州ブロック労委労協第1回幹事会	9月26日～27日	福岡県
	9	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議	2月15日～16日	鹿児島県
	10	九州労働委員会事務局課長会議	9月5日	鹿児島県
	11	令和5年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）	1月25日～26日	長崎県
	12	令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）	7月18日～19日	佐賀県

#### 4 研 修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員や事務局職員を対象として、「委員研究会」や「公労使委員研修」を開催するとともに、全国で開催される各種専門研修に参加している。

令和6年中に開催された研修の概要は、次のとおりである。

	研 修 名	開催期日	開催地
1	公労使委員合同研修	9月5日～6日	東京都
2	公労使委員個別紛争専門研修	12月5日～6日	東京都
3	2023年度労委労協命令研究会	1月18日	東京都又はWEB研修
4	2024年度労委労協命令研究会	4月9日 7月11日 10月17日	東京都又はWEB研修
5	第50回九州地区労働委員会使用者委員研修会	9月26日～27日	宮崎県
6	第91回委員研究会	2月27日	大分県庁新館5階51会議室
7	第92回委員研究会	9月24日	大分県庁新館5階51会議室
8	公労使委員研修	1月23日 2月13日 5月28日 6月25日 7月23日 9月10日 10月22日 11月26日 12月24日	大分県労委審問室
9	委員人権研修	8月27日	大分県労委審問室
10	第1回委員特別研修	10月8日	大分県労委審問室
11	第75回労働委員会事務局職員中央研修	6月10日～11日	東京都
12	令和6年度労働委員会事務局職員個別紛争専門研修	7月9日～11日	東京都
13	九州労働委員会事務局職員研修会	10月18日	熊本県
14	令和6年度労働委員会事務局職員専門研修	11月26日～29日	東京都
15	令和6年度九州沖縄地区労使関係セミナー	12月18日	長崎県
16	令和5年度労働法の初歩研修	1月26日 2月16日 3月8日	WEB研修又は録音したDVD貸与等による研修
17	令和6年度労働法の初歩研修	6月28日 7月26日 8月30日 9月27日 12月20日	WEB研修
18	令和5年度労働判例勉強会	1月15日 2月19日	大阪府又はWEB研修

研 修 名		開催期日	開催地
19	令和6年度労働判例勉強会	5月21日 6月25日 7月30日 9月10日 10月8日 11月22日 12月24日	大阪府又はWEB 研修

## 第2章 労働情勢の概要

### <国内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省「一般職業紹介状況(令和6年12月分他)」、総務省「労働力調査(令和6年12月分他)」)

令和6年12月の有効求人倍率(季節調整値)は1.25倍(前月比±0.00ポイント)であった。

令和6年平均の有効求人倍率は1.25倍となり、前年を0.06ポイント下回った。

令和6年12月の完全失業率(季節調整値)は2.4%で、前月を0.1ポイント下回った。また、年平均の完全失業者数(率)は176万人(2.5%)となり、前年の178万人(2.6%)に比べ2万人の減となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (厚生労働省 令和6年(2024年)労働組合基礎調査(令和6年6月30日現在))

単一労働組合の労働組合数は22,513組合、労働組合員数は991万2千人で、前年に比べ労働組合数は276組合(1.2%)の減、労働組合員数は2万5千人(0.3%)の減となった。

また、推定組織率(雇用者数に占める労働組合員数の割合)は16.1%で、前年に比べ0.2ポイント低下している。

労働組合員数(単位労働組合)のうち、パートタイム労働者の労働組合員数は146万3千人と前年に比べ5万3千人(3.8%)の増、全労働組合員数に占める割合は14.9%で前年に比べ0.6ポイント上昇している。

#### (3) 労働組合の活動状況

##### ① 春季賃上げ (厚生労働省 令和6年民間主要企業春季賃上げ・妥結状況)

民間主要企業(妥結額(妥結上明らかにされた額)などを把握できた、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業。以下同じ。)348社の平均妥結額(加重平均)は17,415円で、前年(11,245円)に比べ6,170円の増となった。

また、現行ベース(交渉前の平均賃金)に対する賃上げ率は5.33%で、前年(3.60%)に比べ1.73ポイントの増となった。

賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を大きく上回った。

##### ② 夏季一時金 (厚生労働省 令和6年民間主要企業夏季一時金妥結状況)

民間主要企業326社の夏季一時金の平均妥結額(加重平均)は898,754円で、前年に比べ53,197円(6.29%)増加した。

##### ③ 年末一時金 (厚生労働省 令和6年民間主要企業年末一時金妥結状況)

民間主要企業324社の年末一時金の平均妥結額(加重平均)は891,460円で、前年に比べ41,915円(4.93%)増加した。

### <県内情勢>

#### (1) 雇用動向 (厚生労働省大分労働局「大分県の雇用情勢(令和6年12月分)」)

令和6年12月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月を0.04ポイント上回る1.41倍となった。

#### (2) 労働組合の組織動向 (県雇用労働室「労働組合基礎調査結果(令和6年6月30日現在)」)

令和6年の労働組合数は439組合、組合員数は64,939人で、前年に比べ組合数は1組合の減、組合員数は1,156人(1.7%)の減となった。県内の非単位組合及び非独立組合員を含めた組合員数は72,172人で、前年に比べ1,119人減少し、推定組織率は14.2%(概算値)となり、前年に比べ0.2ポイント下回った。

また、パートタイム労働者の労働組合員数は7,099人で、前年に比べ9人(0.1%)増加し、全組合員数に占める割合は9.8%となり、前年に比べ0.1ポイント上回った。

### 第3章 審査・調整の実施状況（令和6年）

#### 1 不当労働行為事件

該当なし

#### 2 調整事件

##### （1）労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和6年 (調)第1号	あっせん	・組合員2名の再雇用を認めること ・組合員1名の雇止めを撤回すること	6.1.26	2回	—	42日	6.3.7	打切り	
令和6年 (調)第2号	あっせん	(変更前) ・団体交渉の開催 (変更後) ・組合員の令和5年冬の賞与及び令和6年夏の賞与をそれぞれ1か月分支給すること ・組合員の懲戒処分を見直すこと ・団体交渉のルールを整備すること	6.3.6	3回	1回	156日	6.8.8	打切り	
令和6年 (調)第3号	あっせん	・組合員を休職前の業務に配置し、復職させること	6.4.5	3回	4回	202日	6.10.23	解決	

##### （2）個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	あっせん事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
令和6年 (個)第1号	あっせん	・退職の撤回	6.4.25	2回	1回	55日	6.6.18	解決	

※処理日数は、申請年月日（当日含む）から終結年月日（当日含む）までの日数をいう。

## 第4章 審査関係

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 概 況

労働組合法に規定する不当労働行為事件について、令和6年中の新規申立てはなかった。

#### (事件の件数及び平均所要日数)

過去5年間における事件の件数及び平均所要日数の推移は、次のとおりである。

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下			
	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数	件数	平均所要 日数
2			2	404					2	404
3										
4										
5										
6										
1件当り 平 均			2	404					2	404

#### 2 不当労働行為事件取扱一覧表

該当なし

#### 3 事件の概要

##### (1) 終結事件

該当なし

##### (2) 繰越事件

該当なし

##### (3) 証人等出頭命令申立て

該当なし

##### (4) 再審査事件

該当なし

##### (5) 行政訴訟事件

該当なし

#### **4 審査の期間の目標及び審査の実施状況**

##### **(1) 審査の期間の目標**

労働組合法第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、大分県労働委員会規則第9条の規定により、次のとおりとする。

- ① 労働組合法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日
- ② 同法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

##### **(2) 審査の実施状況**

令和6年中に審査を実施した事件はなかった。

#### **第2節 労働組合の資格審査**

##### **1 概 況**

労働委員会規則第22条の規定に基づく「組合資格審査」について、令和6年中の新規申請はなかった。

##### **2 労働組合資格審査取扱一覧表**

該当なし

## 第5章 調整関係

### 第1節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法に規定する「あっせん」、「調停」、「仲裁」について、令和6年の取扱状況は、次のとおりである。

##### (1) 取扱件数

令和6年の取扱件数は3件であり、全てあっせん（新規取扱3件）であった。

##### (2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の3件については、申請者別では、いずれも合同労組からの申請によるものであった。
- ② 主要調整事項別では、「解雇」、「一時金」、「その他」がそれぞれ1件となっている。
- ③ 産業別では、「教育業」が1件、「廃棄物処理業」が2件となっている。

##### (3) 終結状況

取扱事件3件については全て終結し、1件が解決、2件が打ち切りであった。

##### (4) 終結事件処理日数

終結事件3件の延べ処理日数は400日であり、平均処理日数は133.3日であった。

#### 【過去10年の取扱状況】

##### (1) 取扱件数

年 区分		年										計
		H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	
新 規 申 請	あ っ せ ん	4	1		2	2		2	2	3	3	19
	調 停											
	仲 裁											
	小 計	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3	19
前年からの繰越（あっせん）										1		-
取 扱 件 数		4	1	0	2	2	0	2	2	4	3	-

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

①申請者別申請件数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
組合申請	4	1		1	2		2	2	3	3	18
使用者申請				1							1
双方申請											
職権											
合計	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3	19

②主要調整事項別申請件数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
経済的事項	賃上げ										0
	一時金							1		1	2
	解雇手当				1						1
	その他										0
	小計	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
非経済的事項	労働協約										0
	解雇	1	1					1	1	1	5
	配置転換・出向	1									1
	団交促進					1			1		2
	その他	2			1	1		2		1	1
小計	4	1	0	1	2	0	2	1	3	2	16
合計	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3	19

### ③産業別申請件数

区分	年										計
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	
< 農 業 >											0
< 建 設 業 >				1			1				2
< 製 造 業 >	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
食 料 品 製 造 業											0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業											0
印 刷 ・ 同 関 連 業	1										1
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業											0
そ の 他 の 製 造 業					1						1
< 情 報 通 信 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通 信 業											0
< 運 輸 業 、 郵 便 業 >	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
道 路 旅 客 運 送 業	1										1
道 路 貨 物 運 送 業	1										1
郵 便 業											0
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >	1	1									2
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >											0
< 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 >									1		1
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業 >	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
宿 泊 業											0
飲 食 店					1						1
< 生 活 関 連 サービス 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 容 業											0
娯 楽 業											0
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
教 育 業										1	1
< 医 療 、 福 祉 >	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	3
医 療 業				1					1		2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業								1			1
< サ ー ビ ス 業 >	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	5
自 動 車 整 備 業											0
労 働 者 派 遣 業											0
廃 棄 物 処 理 業							1	1	1	2	5
そ の 他 の 事 業 サービス 業											0
そ の 他 の サ ー ビ ス 業											0
合 計	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3	19

### (3) 終結状況・解決率

区分	年											計
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6		
解 決	2	1			1		2	1	3	1	11	
打 切 り	2			1						2	5	
取 下 げ					1				1		2	
労委規則第65条第2項（不開始）				1							1	
合 計	4	1	0	2	2	0	2	1	4	3	19	
解 決 率（％）	50.0	100.0	-	0.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	33.3	68.8	

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があっせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）から不参加による「打ち切り」に計上（以前は「労委規則第65条第2項（不開始）」に計上）。

### (4) 終結事件処理日数

区分	年											計
	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6		
11 日 以 下											0	
11 ～ 20 日				1					1		2	
21 ～ 30 日											0	
31 ～ 60 日	3				2				1	1	7	
61 ～ 90 日	1	1					2		2		6	
91 日 以 上				1				1		2	4	
件 数 計	4	1	0	2	2	0	2	1	4	3	19	
延 べ 処 理 日 数	201	76	-	115	109	-	176	113	205	400	1,395	
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	50.3	76.0	-	57.5	54.5	-	88.0	113.0	51.3	133.3	73.4	

## 2 労働争議調整事件取扱一覧表

事件番号	申請者	申請年月日	業種	調整事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
令和6年(調)第1号	労	6.1.26 (電子申請)	教育業	・再雇用を認めること ・雇止めを撤回すること	清水 石本 白川	6.1.26 事前調査(申請者) 6.2.15 事前調査(被申請者)	6.3.7	42日	打切り	三重野 榊
令和6年(調)第2号	労	6.3.6 (電子申請)	廃棄物 処理業	(変更前) ・団体交渉の開催 (変更後) ・組合員の令和5年冬の 賞与及び令和6年夏の賞 与をそれぞれ1か月分支 給すること ・組合員の懲戒処分を見 直すこと ・団体交渉のルールを整 備すること	深田 石本 熊埜御堂	6.3.13 事前調査(申請者) 6.4.24 事前調査(被申請者) 6.5.9 第2回事前調査(申請者) 6.8.8 第1回あっせん	6.8.8	156日	打切り	森保 三重野 榊
令和6年(調)第3号	労	6.4.5 (電子申請)	廃棄物 処理業	・復職にあたっての業務	渡邊 林 白川	6.4.11 事前調査(申請者) 6.5.7 事前調査(被申請者) 6.6.10 第2回事前調査(申請者) 6.7.30 第1回あっせん 6.9.12 第2回あっせん 6.10.9 第3回あっせん 6.10.23 第4回あっせん	6.10.23	202日	解決	三重野 磯崎 榊

注)処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

## 3 事件の概要

### (1) 令和6年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1 労働組合
	被申請者 (使用者側)	学校法人 Y 1 (教育業)
申請年月日	令和6年1月26日	
終結年月日	令和6年3月7日 (処理日数 42日)	
終結区分	打切り	
調整事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員2名の再雇用を認めること</li> <li>・組合員1名の雇止めを撤回すること</li> </ul>	
あっせん員	清水立茂(公)、石本健二(労)、白川憲一(使)	
1	<p>事件の概要</p> <p>定年退職を迎える申請者組合員2名(うち1名は後に取下げ)の再雇用について就業規則と一体のものである内規の規定により再雇用できないと主張する被申請者に対し、申請者は、就業規則上本人が希望すれば再雇用することとなっていると主張し、再雇用を求める申請があったもの。</p> <p>また併せて、3年間の有期雇用契約を結んだ申請者組合員1名について、採用当初から任期のない職員へ雇用形態を変更する可能性がある旨を前責任者が発言していたこと、採用条件通知書にも同趣旨の記載があることから、雇止めを撤回し任期满了以降も任期のない職員として雇用することを求める申請があったもの。</p>	
2	<p>あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和6年1月26日 事前調査(申請者) 2月15日 事前調査(被申請者)</p> <p>被申請者側があっせんに応じない姿勢を示したことから、あっせん員による説得を試みたが、あっせん員の面会自体を拒否されたため、あっせん員協議のうえ、打切りとし終結した。</p>	

(2) 令和6年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 2 労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y 2 (廃棄物処理業)
申請年月日		令和6年3月6日
終結年月日		令和6年8月8日 (処理日数 156日)
終結区分		打切り
調整事項		(変更前) ・ 団体交渉の開催 (変更後) ・ 組合員の令和5年冬の賞与及び令和6年夏の賞与をそれぞれ1か月分支給すること ・ 組合員の懲戒処分を見直すこと ・ 団体交渉のルールを整備すること
あっせん員		深田茂人(公)、石本健二(労)、熊埜御堂康昭(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>申請者は、業務中の交通事故に起因した申請者組合員への懲戒処分等の説明を求める団交の開催を要求したが、被申請者が争点及び双方の認識の相違並びに団交開催の根拠が明確にならない限り、団交には応じかねるとしたため、団交の開催を求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和6年3月13日 事前調査(申請者) 4月24日 事前調査(被申請者) 5月9日 第2回事前調査(申請者) 8月8日 第1回あっせん</p> <p>被申請者は当初、あっせんを拒否する意向を示したが、あっせん員が説得した結果、①あっせんで被申請者が申請者と直接顔を合わせないこと、②調整事項を懲戒処分の軽重の1点に絞ること、との要望が出され、申請者からも「団交ルールの整備」についても交渉事項としたい旨の要求があり、双方の了承が得られたため、あっせんを開催することとなった。</p> <p>あっせんでは、双方が主張を譲らず平行線をたどり、被申請者が次回のおっせん開催を希望しなかったため、あっせん員協議のうえ、これ以上のあっせん継続は困難と判断し、打切りとし終結した。</p>		

(3) 令和6年(調)第3号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X3労働組合
	被申請者 (使用者側)	株式会社Y3(廃棄物処理業)
申請年月日		令和6年4月5日
終結年月日		令和6年10月23日(処理日数 202日)
終結区分		解決
調整事項		・組合員を休職前の業務に配置し、復職させること
あっせん員		渡邊博子(公)、林大介(労)、白川憲一(使)
<p>1 事件の概要</p> <p>負傷のため休職した申請者組合員が、復職に当たり休職前の業務への復帰を希望したところ、被申請者は申請者組合員が負傷した箇所への負担や申請者組合員の主治医から休職前の業務への復職の許可が出なかったことを考慮し、別の業務への復帰を提案した。</p> <p>申請者は、被申請者提案の業務では申請者組合員の給与が大幅に下がること、また申請者組合員の主治医は休業前の業務への復帰を否定していなかったこと等を主張し、休職前の業務への復職を求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果</p> <p>令和6年4月11日 事前調査(申請者)</p> <p>令和6年5月7日 事前調査(被申請者)</p> <p>令和6年6月10日 第2回事前調査(申請者)</p> <p>令和6年7月30日 第1回あっせん</p> <p>令和6年9月12日 第2回あっせん</p> <p>令和6年10月9日 第3回あっせん</p> <p>令和6年10月23日 第4回あっせん</p> <p>あっせんでは、「休職前の業務への復職」を希望する申請者に対し、被申請者は「当該作業による就労が可能とする内容の医師の意見書が必要」との主張であり、話し合いは平行線となった。</p> <p>しかし、最終的に被申請者の指定する専門医を申請者組合員が受診したところ、「病状の悪化が危惧されるため、業務の変更が望ましい」という診断内容だったことから元の業務以外の業務での復職で合意し、協定書を締結し、解決で終結した。</p>		

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

### 1 概 況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第20条に規定するあっせん事件について、令和6年の取扱状況は、次のとおりである。

#### (1) あっせん事件取扱件数

令和6年の取扱件数は、新規申請が1件であった。

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況（新規取扱分）

- ① 新規取扱の1件については、申請者別では、「労働者からの申請」によるものであった。
- ② あっせん事項別では、「解雇」が1件であった。
- ③ 産業別では、「社会保険・社会福祉・介護事業」が1件であった。

#### (3) 終結状況

取扱事件1件については、解決で終結した。

#### (4) 終結事件処理日数

終結事件1件の延べ処理日数は55日であった。

### 【過去10年の取扱状況】

#### (1) あっせん事件取扱件数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
新規申請	1	1	2		2	1	2	1	1	1	12
前年からの繰越				1		1					-
取扱件数	1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	-

#### (2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

##### ① 申請者別申請件数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
労働者申請	1	1	2		2	1	2	1	1	1	12
使用者申請											0
双方申請											0
合計	1	1	2	0	2	1	2	1	1	1	12

②あっせん事項別申請件数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
新規申請件数	1	1	2	0	2	1	2	1	1	1	12
経営または人事	1	0	4	0	3	1	2	1	1	1	14
解雇	1		1		1		1		1	1	6
配置転換、出向・転籍								1			1
復職			1								1
退職			1								1
勤務延長、再雇用											0
その他経営または人事			1		2	1	1				5
賃金等	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
賃金未払い											0
賃金増額											0
賃金減額					1		1				2
一時金		1									1
退職一時金											0
解雇手当											0
諸手当											0
その他賃金											0
労働条件等	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
年次有給休暇											0
時間外労働											0
安全・衛生											0
労働保険											0
その他の労働条件等					1	1					2
職場の人間関係	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
セクハラ											0
嫌がらせ						1		1			2
その他	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
その他			1				1				2
総計	1	1	5	0	5	3	4	2	1	1	23

注) 件数は、1件あたり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

### ③産業別申請件数

区分	年										計
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	
< 農 業 >											0
< 建 設 業 >											0
< 製 造 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食 料 品 製 造 業											0
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業											0
印 刷 ・ 同 関 連 業											0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業											0
そ の 他 の 製 造 業											0
< 情 報 通 信 業 >	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
通 信 業	1	1									2
< 運 輸 業 ・ 郵 便 業 >	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	3
道 路 旅 客 運 送 業			1								1
道 路 貨 物 運 送 業			1								1
郵 便 業							1				1
< 卸 売 業 ・ 小 売 業 >							1		1		2
< 金 融 業 ・ 保 険 業 >											0
< 不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業 >											0
< 宿 泊 業 ・ 飲 食 サービス 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宿 泊 業											0
飲 食 店											0
< 生 活 関 連 サービス 業 >	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美 容 業											0
娛 楽 業											0
< 教 育 ・ 学 習 支 援 業 >	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
教 育 業								1			1
< 医 療 ・ 福 祉 >	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	3
医 療 業					2						2
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業										1	1
< サ ー ビ ス 業 >	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
自 動 車 整 備 業											0
労 働 者 派 遣 業											0
廃 棄 物 処 理 業											0
そ の 他 の 事 業 サービス 業						1					1
そ の 他 の サ ー ビ ス 業											0
合 計	1	1	2	0	2	1	2	1	1	1	12

(3) 終結状況・解決率

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
解 決	1			1	1			1	1	1	6
打 切 り			1			2	2				5
取 下 げ											0
不 開 始		1									1
合 計	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	12
解 決 率 ( % )	100.0	-	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	54.5

注1) 解決率の計算は以下のとおりである。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解 決 件 数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

注2) 被申請者があつせんに応じなかった場合については、令和元年（平成31年）から不参加による「打切り」に計上（以前は「労委規則第65条第2項（不開始）」に計上）

(4) 終結事件処理日数

区分	年										
	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
11 日 以 下											0
11 ~ 20 日											0
21 ~ 30 日		1									1
31 ~ 60 日	1		1			1	2		1	1	7
61 ~ 90 日					1	1					2
91 日 以 上				1				1			2
件 数 計	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	12
延 べ 処 理 日 数	40	30	59	118	66	122	83	108	59	55	740
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	40.0	30.0	59.0	118.0	66.0	61.0	41.5	108.0	59.0	55.0	61.7

## 2 個別労働関係紛争事件取扱一覧表

NO	事件番号	申請者	申請年月日	業種	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	終結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	令和6年 (個) 第1号	労	6.4.25 (電子申請)	社会保険・社会福祉・介護事業	・退職の撤回	清水 原口 藤野	6.4.25 事前調査(申請者) 6.5.10 事前調査(被申請者) 6.6.18 第1回あっせん	6.6.18	55日	解決	榑 三重野 清水

注) 処理日数は、申請年月日(当日含む)から終結年月日(当日含む)までの日数をいう。

## 3 事件の概要

### (1) 令和6年(個)第1号あっせん事件

当事者	申請者 (労働者側)	X 1
	被申請者 (使用者側)	学校法人 Y 1 (社会保険・社会福祉・介護事業)
申請年月日	令和6年4月25日	
終結年月日	令和6年6月18日 (処理日数 55日)	
終結区分	解決	
あっせん事項	・退職の撤回	
あっせん員	清水立茂(公)、原口享子(労)、藤野久信(使)	
<p>1 事件の概要 口頭での合意退職の成否について労使間で争いがあり、申請者が合意退職は成立していないとして「退職の撤回」を求める申請があったもの。</p> <p>2 あっせんの経緯及び結果 令和6年4月25日 事前調査(申請者) 5月10日 事前調査(被申請者) 6月18日 第1回あっせん</p> <p>あっせんでは、申請者が復職ではなく金銭解決を希望し、被申請者も同様の意向を示したため、和解の方向性については早期に合意した。しかし、金額に大きな開きがあり、双方が退職に至るまでの経緯について主張を変えないため、金額の調整が難航した、 そこで、あっせん員が双方への説明・説得を粘り強く行い、協定書を締結し解決で終結した。</p>		

### 第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

#### 1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は40件で、うち当労委が直接受理したものは2件（5番、30番）であった。

#### 争議行為予告一覧表

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
	予告月日				
1	2.13	国鉄労働組合	陸上旅客	2024年4月1日以降の賃金引上げ等	中労委
	2.26～				
2	2.15	全日本建設交運一般労働組合	道路貨物等	2024年春闘及び夏季一時金	〃
	2.29～				
3	2.20	日本トランスオーシャン航空乗員組合	航 空	賃金、勤務等に関する要求	〃
	3.9～				
4	2.22	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	賃金表の改善、一時金等	〃
	3.14～				
5	2.27	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2024年春闘要求	大分労委
	3.13～				
6	2.26	全国電力関連産業労働組合総連合	電 気	2024 春季生活闘争（賃金、賞与、労働協約改定）	中労委
	3.8～				
7	2.28	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善等	〃
	3.11～				
8	2.28	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2024 年春闘（安全運航の維持・向上、賃金引上げ等）	〃
	3.15～				
9	2.28	ANAウイングス乗員組合	航 空	労働条件	〃
	3.15～				
10	2.29	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取組み、65歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善等	〃
	3.15～				
11	3.1	ロジスティード労働組合	道路貨物	賃金引上げ、一時金	〃
	3.21～				
12	3.1	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	2024 年統一要求（賃金・諸手当等の改善、増員等）	〃
	3.14～				
13	3.4	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	24 春闘（月例賃上げ、年間臨時給等）	〃
	3.15～				
14	3.4	日本航空乗員組合	航 空	賃金（ベースアップ等）に関する要求	〃
	3.15～				
15	3.4	日本航空(株)（相手方：日本航空キャビンクルーユニオン）	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
	3.15～				
16	3.4	日本航空(株)（相手方：日本航空乗員組合）	航 空	日本航空乗員組合が行う争議行為に対抗	〃
	3.15～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 委
	予告月日				
17	3. 6	全日本港湾労働組合	港 湾	賃金引上げ等	中労委
	3. 17～				
18	3. 8	全国港湾労働組合連合会	港 湾	各加盟組合の賃上げ、 産別最低賃金の引上げ等	〃
	3. 19～				
19	3. 11	ジェイエア乗員組合	航 空	人財確保のための労働 条件是正等の要求 (賃上げ等)	〃
	3. 22～				
20	3. 15	ジェットスタークルーアソシエーション	航 空	組合執行委員に対する 懲戒処分取消し	〃
	3. 26～				
21	3. 15	ジェットスター・ジャパン株式会社	航 空	ジェットスタークルー アソシエーション の争議行為に対抗	〃
	3. 26～				
22	4. 8	全国一般労働組合福岡地方本部	道路貨物	賃金引上げ、労働条件 の引き上げ等	〃
	4. 25～				
23	5. 17	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	2024 年国共病組統一 要求(賃金、諸手当等 の改善、増員等)	〃
	6. 6～				
24	5. 27	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求、雇用対 策と労働協約の取組 等	〃
	6. 7～				
25	6. 3	ANAウイングス乗員組合	航 空	乗務員の待遇改善の 要求(休暇の繰り越し 上限数、各種手当での 引き上げ等)	〃
	6. 21～				
26	6. 3	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2024 夏闘要求(安全 運航を維持・向上させ るための対応、客室乗 務員の健康と社会的 な生活を維持できる 勤務等)	〃
	6. 21～				
27	6. 10	日本航空(株)(相手方:日本航空キャビンクルーユニオン)	航 空	日本航空キャビンクルー ユニオンが行う 争議行為に対抗	〃
	6. 21～				
28	6. 25	ジェイエア乗員組合	航 空	人財確保のための労働 条件に関する要求	〃
	7. 8～				
29	8. 26	全日本赤十字労働組合連合会	医 療	2024 年度統一要求 (賃金改善、一時金 等)	〃
	9. 6～				
30	10. 24	大分県医療・福祉労働組合連合会	医 療	2024 年秋闘統一要求	大分労委
	11. 6～				
31	10. 25	全日本国立医療労働組合	医 療	2024 年度秋闘要求 (賃金・労働条件の改 善)	中労委
	11. 7～				

番号	受付月日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 委 勞 委
	予告月日				
32	10. 25	ANAウイングス乗員組合	航 空	乗員計画、労働環境、労働条件に関する要求	中労委
	11. 15～				
33	10. 30	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	2024 年末要求（年末一時金、安全運行の維持、向上に関する要求等）	〃
	11. 15～				
34	11. 1	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金、雇用対策等	〃
	11. 15～				
35	11. 1	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	医 療	医療提供体制の維持、2024 年賃金及び冬季一時金の引上げ等	〃
	11. 21～				
36	11. 1	日本航空(株)（相手方：日本航空キャビンクルーユニオン）	航 空	日本航空キャビンクルーユニオンが行う争議行為に対抗	〃
	11. 15～				
37	11. 8	全日本港湾労働組合関西地方本部	港 湾	2024 年冬季一時金等	〃
	11. 20～				
38	11. 12	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	私鉄総連秋闘統一要求の未到達事項の解消	〃
	11. 23～				
39	11. 18	ジェイエア乗員組合	航 空	手当増額等	〃
	12. 6～				
40	11. 19	日本トランスオーシャン航空乗員組合	航 空	賃金に関する要求	〃
	12. 6～				

## 2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく「労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）」のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが2件、令和6年中に争議行為予告があったものが35件で、計37件であった。

### 労働争議実情調査一覧表

番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	争議行為 の有無	調 査 月 日	終 結 状 況	備考
5-24	5. 10. 23	大分県医療生協労働組合	2023年秋闘統一要求	無	1. 4	解決	5-34
5-25	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	2. 3	〃	〃
1	2. 15	全日本建設交運一般労働組合大分県本部日田支部	2024年春闘及び夏季一時金	無	9. 9	打切	2
2	2. 22	大分赤十字病院労働組合	賃金表の改善、一時金等	無	3. 26	解決	4
3	2. 27	大分県医療生協労働組合	2024年春闘要求	無	9. 25	〃	5
4	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	9. 25	〃	〃
5	〃	山本病院労働組合	〃	無	9. 25	〃	〃
6	2. 29	豊後通運労働組合	賃金引上げ、賃金制度の確立・改善の取組み、65歳までの定年延長の確立と労働諸条件の改善等	無	5. 29	〃	10
7	〃	東久大通運労働組合	〃	無	5. 29	〃	〃
8	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	5. 29	〃	〃
9	〃	大分海陸労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
10	〃	大分運輸労働組合	〃	無	5. 29	〃	〃
11	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	5. 29	〃	〃
12	3. 4	大分交通労働組合	24春闘（月例賃上げ、年間臨時給等）	無	3. 19	〃	13
13	〃	大分バス労働組合	〃	無	3. 19	〃	〃
14	〃	日田バス労働組合	〃	無	3. 19	〃	〃
15	〃	亀の井バス労働組合	〃	無	3. 19	〃	〃
16	5. 27	豊後通運労働組合	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取組等	無	9. 18	〃	24
17	〃	東久大通運労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
18	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
19	〃	大分海陸労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
20	〃	大分運輸労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
21	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	9. 18	〃	〃
22	8. 26	大分赤十字病院労働組合	2024年度統一要求（賃金改善、一時金等）	無	12. 23	〃	29
23	10. 24	大分健生病院労働組合	2024年秋闘統一要求	無	12. 27	〃	30
24	〃	宇佐病院労働組合	〃	無	12. 27	繰越	〃
25	〃	山本病院労働組合	〃	無	12. 27	解決	〃

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	争議行為 の有無	調 査 月 日	終 結 状 況	備考
26	11. 1	豊後通運労働組合	年末一時金、雇用対策等	無	12. 23	解決	34
27	〃	東久大通運労働組合	〃	無	12. 23	〃	〃
28	〃	臼杵運送労働組合	〃	無	12. 23	〃	〃
29	〃	大分海陸労働組合	〃	無	12. 23	〃	〃
30	〃	大分運輸労働組合	〃	無	12. 23	〃	〃
31	〃	江藤運輸労働組合	〃	無	12. 23	〃	〃
32	11. 12	大分交通労働組合	私鉄総連秋闘統一要求の未到達事項の解消	無	12. 27	〃	38
33	〃	大分バス労働組合	〃	無	12. 27	〃	〃
34	〃	日田バス労働組合	〃	無	12. 27	〃	〃
35	〃	亀の井バス労働組合	〃	無	12. 27	〃	〃

※ 備考欄の番号は、「1 争議行為予告」の「争議行為予告一覧表」の番号である。

## 第6章 労働相談及び個別労働紛争処理制度の周知

### 第1節 労働相談の概況

当委員会では、労働紛争を未然に防止すること、及び不当労働行為事件の申立てや労働争議の調整・個別労働関係紛争のあっせんに繋ぐことを目的として、労働相談を実施している。

また労働相談を通じて、労働委員会の認知度向上を図ることにより、制度の活用や労働法令の周知にも努めている。

#### 1 労働相談の状況（令和6年1月～12月）

令和6年の相談者数は167名、相談件数は269件であった。

相談者別では、労働者157名(94.0%)、使用者10名(6.0%)であった。

内容別では、賃金未払25件(9.3%)、解雇21件(7.8%)、が主なものとなっている。

(※「その他」は除く)

区分	相談者別				内容別															
	労働者	使用者	その他	計	団体交渉	経営・人事				賃金等				労働条件等		その他	計			
						解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇	その他					
相談件数	集団	11	5		16	(1) 3	(1) 3		1	1	(1) 5				1	1			(3) 9	(6) 26
	個別	146	5		151		(1) 18		9	1	(2) 38	25	2	1	17	14	30		(4) 88	(7) 243
	計	157	10	0	167	(1) 3	(2) 21		10	2	(3) 43	25	2	2	18	14	32		(7) 97	(13) 269
	構成割合(%)	94.0	6.0	0.0	100.0	1.1	7.8	3.7	0.7	14.0	9.3	0.7	0.7	6.7	5.2	11.9	36.1		100.0	
相談方法別	来所	53	1		54	2	6	6	2	(1) 16	12	2	2	10	6	8		(1) 33	(2) 105	
	電話	101	9		110	(1) 1	(2) 15		4	(2) 25	12			7	8	23		(6) 63	(11) 158	
	その他 Eメール等	7			7		1			5	1			1		1		1	10	
相談のうち、あっせんに至った件数	集団	3			3															
	個別	1			1															

注1) ( )内の数値は、使用者からの相談分の件数で内数。

注2) 内容別件数は、1件で複数項目の相談もあるため相談者別件数と一致しない。

注3) 相談方法別の相談内容件数は、1件で複数の相談方法が使われることもあるため、上段の内容別件数と一致しない。

注4) 構成割合は各項目の総数/全体数で算出。

#### 2 年別相談件数の推移

相談件数は269件であり、前年に比べ12件の減となった。

区分	H27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6
相談件数	251	238	294	320	313	211	312	305	281	269
うち 相談週間	85	72	109	113	96	84	109	120	78	98

### 3 労働相談週間の活動状況

当委員会では、平成18年度から、労働委員会の特色を活かした紛争解決制度の利用促進を目的として、年2回（2月、10月）「悩まず どんとこい労働相談週間」を実施しており、平日夜間及び土日も含め一週間、集中的に労働相談に応じている。

#### (1) 実施期間

第1回 令和6年 2月1日(木)～7日(水)

第2回 令和6年 10月1日(火)～7日(月)

#### (2) 相談件数等

区分	相談者別			内容別															
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他	計				
					解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇			その他			
総計	相談件数			53	2	55	0	8	3	0	14	12	0	1	6	6	10	38	98
	相談方法	来所	12	1	13	0	1	0	0	5	6	0	1	4	2	2	8	29	
		電話	41	1	42	0	7	3	0	9	6	0	0	2	4	8	30	69	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1回	相談件数			20	0	20	0	3	0	0	4	7	0	1	3	3	5	15	41
	相談方法	来所	6		6		1			3	4		1	3	1	1	6	20	
		電話	14		14		2			1	3			2	4	9	21		
		その他			0													0	
第2回	相談件数			33	2	35	0	5	3	0	10	5	0	0	3	3	5	23	57
	相談方法	来所	6	1	7					2	2			1	1	1	2	9	
		電話	27	1	28		5	3		8	3			2	2	4	21	48	
		その他			0													0	

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談者別件数と一致しない。

#### (期間中の広報活動)

関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞やラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・求人情報誌・インターネット等による広報を行った。

また、令和6年10月1日(火)に、大分市内で委員や事務局職員による街頭啓発活動を行った。

#### ○チラシ



#### ○求人情報誌掲載広告

**労働者・使用者の皆様へ 10月1日(火)から10月7日(月)は「悩まず どんとこい労働相談週間」です。**

大分県労働委員会では、解雇や賃金未払、パワハラなどの労働トラブルに悩む「集中労働相談会」を開催します。平日夜間や土日でも相談可能ですので、お気軽にご利用ください。なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。(平日9時～17時)

**対象者** 県内に住むもしくはお勤めの労働者、使用者

**特徴** 中立公正、無料、秘密厳守、迅速対応、匿名相談可能

**相談時間** 平日9時～20時 (受付開始は19時まで)  
土日9時～17時 (受付開始は16時まで)

～男役員のトラブル解決しませんか～  
まずは、お電話にご相談ください!

**解雇・中止めされた!**

**勝手に勤務日を減らされた!**

**賃金がとれない!**

**パワハラ・セクハラにどう対処したらいいかわからない!**

**賃金を払ってくれない!**

**詳しくはコチラを》》》チェック!**

**電話でのご相談**  
 ☎097-536-3650  
 ☎097-506-5241  
 ☎097-506-5251

**大分県労働委員会事務局**  
 (県庁舎本館3F 大分市大字町9-1-1)  
〒870-0192 大分県大分市大字町9-1-1

10月1日「無料労働紛争解決相談」開始日です。

## 第2節 個別労働紛争処理制度の周知

雇用形態の多様化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主の間の紛争が増加していることから、中央労働委員会と都道府県労働委員会では、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」の周知月間と定め、共同PR事業を実施している。

本県においても、以下の取組を実施した。

### (1) 広報媒体による周知

各種広報媒体を活用した周知を行った。

- ①大分県広報媒体：新聞、ホームページ、SNS（X、Facebook、LINE）
- ②県以外の広報紙：市町村、商工会議所、求人情報誌、タウン誌等

### (2) ポスター・リーフレットの配布

- ・ポスター（448部）、リーフレット（2,700部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

### (3) 県内主要労使団体等への訪問

- ・県内の主要な労働組合、使用者団体及び労働関係公的機関（42団体）を訪問し、個別労働関係紛争処理制度の周知に努めた。

### (4) 「悩まず どんとこい労働相談週間」の実施

- ・月間中の10月1日（火）～7日（月）に「悩まず どんとこい労働相談週間」を実施した。
- ・平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に応じ、労働委員会の周知及び制度の活用促進に努めた。
- ・週間周知のため、令和6年10月1日（火）7時45分～8時15分に大分駅前（北口）広場において、委員・事務局職員でポケットティッシュ、絆創膏を配布して街頭啓発を行った。

○リーフレット

労働者・事業主のみならずへ  
労働者のトラブルで悩んでいませんか？

# 労働委員会

ご存じですか？

## ～雇用のトラブル～

### 「あっせん」で解決しませんか？

解決

賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワハラ、配置転換、労働条件、賃金低下、解雇

労働者の悩み(イメージ) 労働者委員 公益委員 使用者委員

労働問題の専門家でも経験豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聞いて、話し合いによる円滑な紛争解決をお手伝いします。

公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

大分県労働委員会  
097-536-3650

## 労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。

公益委員(弁護士等) 労働者委員 使用者委員  
労働委員会のイメージ(三者構成)

**無料 秘密厳守** で以下の業務を行っています。

### 労働相談

労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。

例えば、  
●突然解雇された！  
●賃金を支払ってくれない。  
●就業規則を変更したい。  
●有給休暇のことで困ったことがある...

解決  
他の機関を利用  
「あっせん制度」を利用

あっせん制度

「個々の労働者と事業主との間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。

例えば、  
●解雇されたが納得がいかない、撤回してほしい。  
●雇止めをされたが、更新してほしい。  
●配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので解決したい。

あっせん申請  
事前聞き取り  
あっせん  
解決 打ち切り 取り下げ

詳しくは労働委員会にお気軽にお問い合わせください  
097-536-3650 相談時間 9:00～17:00(月-金)

# 資料編

# 1 不当労働行為審査事件の推移

## (1) 年別の取扱件数

年 内容		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
		係属状況	前年からの繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1
新規申立			4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9
合計	0		4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10
終 命 令 ・ 決 定	全部救済			1														1			1
	一部救済								1	1								2	1		
	棄却								1											1	
	却下			2	2		1														
	小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
状 和 解 ・ 取 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1
	無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1
	その他取下				1				1		1							2	1	2	
	小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2
合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

年 内容		S41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
		係属状況	前年からの繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12
新規申立	14		9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1
合計	21		19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10
終 命 令 ・ 決 定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1			2
	一部救済			2		1		3	2		2		1						1		
	棄却																				
	却下											1									
	小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2
状 和 解 ・ 取 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1
	無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1
	その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1	
	小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2
合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

内容		年																				
		S61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
係属状況	前年からの繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9	3	2	
	新規申立	5	9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1		
	合計	11	18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2	
終 結 状 況	命令・決定	全部救済	2			1															1	
		一部救済															1					
		棄却		1				1														
		却下						1														
		小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	和解・取下	関与		1	2	1	1	2	4			1						1			1	1
		無関与			2		8					2				1		1		1		
		その他取下		2				1	1					1					1	6		
		小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
	合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1	

内容		年																				
		H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計	
係属状況	前年からの繰越	1	1	1	1	1	1				1		1	2	1	1	2				-	
	新規申立		1		1				1		1	1	1	2	2						344	
	合計	1	2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	3	2	0	0	0	0	-	
終 結 状 況	命令・決定	全部救済													1						18	
		一部救済																				18
		棄却												2								6
		却下																				7
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	49
	和解・取下	関与				1						1					2					154
		無関与																				100
		その他取下		1				1							2							41
		小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	295
	合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	2	0	0	0	0	344	

## (2) 近年の終結状況

(平成21年～令和6年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年1号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年3号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年1号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年1号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年1号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年1号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年2号	H30. 3. 19
R元. 7. 22	全部救済	29年1号	H29. 8. 9
R2. 3. 25	関与和解	元年2号	R元. 9. 9
R2. 12. 15	関与和解	31年1号	H31. 4. 18
計	10件		

## 2 労働組合の資格審査の推移

(平成22年～令和6年)

内容	年															
	H22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
不当労働行為救済申立				1		1	1	1	2	2						8
委員推薦		3	2	2	2	2		2		2		2	1	2		20
法人登記	2			1								2				5
その他																0
合計	2	3	2	4	2	3	1	3	2	4	0	4	1	2	0	33

### 3 労働争議調整事件の推移

#### (1)内容別の取扱件数

内容		年																					
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

内容		年																					
		S43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1	
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1											
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1
	配置転換			1								2				1					1		
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5

内容		年																						
		H2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1		
	一時金	3	1	1			1	1				1		1	2	1		1			1	1		
	その他		3	1	2				1		1				1	1		2						
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0	
非経済的事項	労働協約		1																					
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2		
	配置転換												1							1				
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5	
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1	
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6	
合計		7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	

内容		年											計										
		H24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4		5	6								
経済的事項	賃上げ																						316
	一時金												1								1		211
	その他								1														64
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1						591
非経済的事項	労働協約	1	1																				55
	解雇	1	2		1	1							1	1	1								118
	配置転換	1		1	1																		13
	団交促進	3	4	1						1					1								69
	その他		2	1	2				1	1		2			1	1							70
	小計	6	9	3	4	1	0	1	2	0	2	1	3	2									325
合計		6	9	3	4	1	0	2	2	0	2	2	3	3									916

(2)調整区分別申請件数及び終結状況

内容		年																									
		S21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28	
	調停	4	11	13	2			2	2									1					1				
	仲裁			1	1																						
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
前年からの繰越																											
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13
		打切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
		不開始										1															
		小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28
	調停	解決	4	6	6	2			1	2										1				1			
		不調		5	6				1																		
		打切り			1																						
		取下げ																									
	小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	仲裁	解決			1	1																					
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28

内容		年																										
		S46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H元	2	3	4	5	6	7		
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
	調停											1		1														
	仲裁																											
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
前年からの繰越																												
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3	
		打切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1	
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1	
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1			
		小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
	調停	解決																										
		不調																										
		打切り										1																
		取下げ													1													
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仲裁	解決																										
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	

内容		年																													H31 R元	2
		H8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30								
新規申請	あっせん	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1			2	2						
	調停																															
	仲裁																															
	小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	2	0						
前年からの繰越(あっせん)				1		1	1					1			1		1															
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	2	0						
終結状況	あっせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2		1	2	1	5	3	2		2	1			1						
		打ち切り			1	1					1		1				2		1	1	1	2				1						
		取下げ		1			1	2		2		1		3		1	2	3		3						1						
		不開始		1	1	2	1		2		1		3		1	2	3			3						1						
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0					
	調停	解決																														
		不調																														
		打ち切り																														
		取下げ																														
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	仲裁	解決																														
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		合計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	2	0					

内容		年				計	
		R3	4	5	6		
新規申請	あっせん	2	2	3	3	876	
	調停					38	
	仲裁					2	
	小計	2	2	3	3	916	
前年からの繰越(あっせん)				1		-	
合計		2	2	4	3	-	
終結状況	あっせん	解決	2	1	3	1	496
		打ち切り				2	272
		取下げ			1		76
		不開始					32
		小計	2	1	4	3	876
	調停	解決					23
		不調					12
		打ち切り					2
		取下げ					1
		小計	0	0	0	0	38
	仲裁	解決					2
		小計	0	0	0	0	2
		合計	2	1	4	3	916

※繰越事件は終結年で計上している。

※あっせん不参加は、令和元年からは、打ち切りとして計上している。

#### 4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

##### (1) 新規申請件数及び内容別の取扱件数

内容 \ 年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1
内容	経営または人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1	
	賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1
	労働条件等	3	2	2	1	1				1				1		
	職場の人間関係			1		2	1		1	2	1					
	その他		1				2	2	1	1	4	1		1		
計		10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1

内容 \ 年		H29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
新規申請件数		2	-	2	1	2	1	1	1	61
内容	経営または人事	4		3	1	2	1	1	1	48
	賃金等			1		1				44
	労働条件等			1	1					13
	職場の人間関係				1	1	1			11
	その他	1								14
計		5	0	5	3	4	2	1	1	130

※個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

##### (2) 終結状況

年		H14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1	
	打ち切り	1	1					2		3				1		
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1		
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	4	6	4	3	3	3	1

年		H29	30	H31 R元	2	3	4	5	6	計
終結状況	解決		1	1			1	1	1	21
	打ち切り	1			2	2				13
	取下げ									14
	不開始									13
	合計	1	1	1	2	2	1	1	1	61

※繰越事件は終結年で計上している。

※あっせん不参加は、不開始としていたが、令和元年からは、打ち切りとして計上している。

## 5 年別労働相談件数の推移

区 分	H18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	H31 R元	2	3	4
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320	313	211	312	305
相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113	96	84	109	120

区 分	5	6
相談件数	281	269
相談週間	78	98

※表中「相談週間」は内数 ※労働相談業務は、平成18年2月から開始

## 6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)	年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8	H10	743	98,107	21.6
46	814	93,924	32.6	11	754	96,409	22.2
47	842	96,190	30.8	12	739	94,711	21.9
48	856	100,903	31.1	13	724	92,741	20.0
49	909	104,015	31.8	14	698	88,361	20.0
50	926	104,178	31.4	15	691	86,624	20.2
51	943	103,569	31.9	16	671	84,032	18.7
52	950	102,487	30.2	17	614	82,056	18.6
53	937	102,914	28.3	18	586	81,420	17.9
54	937	101,935	27.5	19	560	79,533	17.2
55	928	102,038	27.4	20	553	79,057	17.2
56	950	106,237	27.7	21	536	80,405	18.2
57	945	106,517	27.5	22	533	79,863	18.1
58	938	106,240	27.5	23	531	81,408	17.8
59	948	105,646	27.4	24	521	81,342	17.8
60	943	106,169	28.1	25	521	80,513	17.5
61	921	105,114	27.0	26	516	80,180	17.3
62	924	102,648	26.5	27	508	79,178	16.7
63	858	101,824	25.9	28	503	77,155	16.0
H元	850	103,438	25.5	29	498	77,170	15.8
2	844	101,734	25.4	30	480	76,013	15.3
3	831	102,394	23.6	R元	476	76,600	15.2
4	825	103,905	23.1	2	459	76,944	15.5
5	818	103,860	23.6	3	455	76,043	15.2
6	808	103,438	23.6	4	445	75,073	14.8
7	798	102,082	23.1	5	440	73,291	14.4
8	779	101,932	21.8	6	439	72,172	14.2
9	782	100,860	21.6				

※組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」（現行調査は昭和45年開始）

## 7 労働争議の発生状況（大分県）

年	総争議		争議行為を伴わない争		争議行為を伴う争		
	件数	総参加人員	件数	総参加人員	件数	総参加人員	行為参加人員
H11	9	482	4	150	5	332	220
12	7	132	5	114	2	18	16
13	10	810	4	287	6	523	488
14	4	359	2	337	2	22	12
15	6	94	6	94	—	—	—
16	6	2,451	5	2,413	1	38	35
17	1	3	1	3	—	—	—
18	3	71	3	71	—	—	—
19	—	—	—	—	—	—	—
20	3	24	3	24	—	—	—
21	4	15	4	15	—	—	—
22	7	24	7	24	—	—	—
23	7	444	7	444	—	—	—
24	8	576	6	560	2	16	6
25	9	361	8	353	1	8	4
26	4	216	4	216	—	—	—
27	4	80	4	80	—	—	—
28	1	1	1	1	—	—	—
29	—	—	—	—	—	—	—
30	2	2	2	2	—	—	—
R元	2	2	2	2	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—	—
3	2	11	2	11	—	—	—
4	2	2	2	2	—	—	—
5	4	5	4	5	—	—	—

※資料：厚生労働省 雇用・賃金福祉統計室「労働争議統計調査」（政府統計の総合窓口）から抜粋。

注1）「争議行為を伴わない争議」とは、争議行為を伴わないが解決のため労働委員会等第三者が関与した争議のこと。

「争議行為を伴う争議」とは、同盟罷業や作業所閉鎖、怠業等の争議のこと。

注2）「総参加人員」とは、争議行為に参加するかしないかにかかわらず、労働争議継続期間（争議発生から解決に至るまでの日数をいう。）中における労働組合又は労働者の団体の最大員数をいう。

注3）「行為参加人員」とは、実際に争議行為を行った実人員をいう。

## 8 連絡会議内容等

会 議 名		内 容
全 国 会 議	1 全国労働委員会会長 連絡会議	6月14日 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山 3階 「鳳凰」」 講 演 演 題 「正社員と定年後再雇用有期嘱託職員との基本給格差の不合理性 — 名古屋自動車学校（再雇用）事件・最一小判令5・7・20 —」 講 師 東京大学大学院法学政治学研究科教授 東京都労働委員会公益委員 神吉 知郁子 氏 議題懇談 「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」 ・提案理由説明（中労委）
	2 全国労働委員会事務局 長連絡会議	6月13日 岐阜県岐阜市「ホテルグランヴェール岐山 3階 「鳳凰」」 議 事 ア 審査概況等について イ 調整事件等の概況について ウ その他 議題懇談 ア DXの進展を踏まえた不当労働行為事件の審査やあっせん手続の取組について ・提案理由説明（岐阜県） イ 労働委員会と労働局との連携について ・提案理由説明（中労委）
	3 第79回全国労働委員会 連絡協議会総会	11月14日 東京都「一橋大学一橋講堂」 講 演 演 題 「近年における労働裁判例の動向」 講 師 元中央労働委員会会長代理 森戸 英幸 氏 11月15日 議 題 ア 退職代行等の営利事業が主目的と疑われる労働組合に対する資格審査申請の対応について —経験又は見解の交流—（北海道・東北ブロック公労使提案） イ 審査の迅速化に向けた取組について —経験又は見解の交流—（中労委提案） ウ 若年層に向けた労働委員会の取組の周知について —経験又は見解の交流—（近畿ブロック公労使提案）
	4 全国労働委員会事務局 調整主管課長会議	10月28日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」 議 題 ア 中央労働委員会事務局からの説明 a 調整業務の運営について イ 都道府県労働委員会からの事例報告 a 集团的労使紛争事件（愛知県） b 個別労働紛争事件（奈良県） ウ 都道府県労働委員会からの業務報告 a 北海道・東北ブロック：秋田県 b 中部ブロック：三重県 c 九州ブロック：熊本県

会 議 名		内 容
全国会議	5	<p>全国労働委員会事務局 審査主管課長会議</p> <p>10月29日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」 議 題 ア 中間収入の控除について （広島県、宮城県、福島県、新潟県報告） イ 併合事件について （茨城県、大阪府、京都府報告） （グループディスカッション、各班における発表、質疑応答） ウ 報告事項 「中労委の民事訴訟のIT化への対応について」等</p>
九州地区会議	1	<p>九州労働委員会 委員長会議</p> <p>4月18日 福岡市「福岡県吉塚合同庁舎 7階 特6会議室」 議 題 ア 労働関係が曖昧な場合のあっせんの対応について（福岡県） イ 団体交渉における財務資料の提示について（福岡県）</p>
	2	<p>令和5年度 第3回（臨時） 事務局 長会議</p> <p>1月12日 書面開催 議 題 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（福岡県）</p>
	3	<p>九州労働委員会事務局 長会議</p> <p>4月18日 福岡市「福岡県吉塚合同庁舎 7階 特6会議室」 議 題 ア 令和5年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について（熊本県（幹事県）） イ 九州ブロック労働委員会諸会議及び協議会予算の見直しについて（協議）（熊本県（幹事県）） ウ 令和6年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について（熊本県（幹事県）） エ 広報活動について（情報交換）（福岡県） オ 労働組合資格審査の手続について（情報交換）（福岡県） カ 委員としての見識を深めるための方策について（情報交換）（福岡県）</p>
	4	<p>第91回九州労働委員会 連絡協議会</p> <p>5月16日 研修会（講演） 那覇市「沖縄県教職員共済会館 八汐荘」 演 題 「近年における労働裁判の動向について」 講 師 筑波大学ビジネスサイエンス系准教授 渡邊 絹子 氏 5月17日 本会議 那覇市「ホテルコレクティブ」 議 題 「個別労働関係紛争あっせん事件、集団的労使紛争あっせん事件及び不当労働行為審査事件についての特徴的な事例の検討」 ア 個別労働関係紛争あっせん事件（熊本県） イ 不当労働行為審査事件（長崎県） ウ 集団的労使紛争あっせん事件（沖縄県）</p>
	5	<p>九州労働委員会 公益委員 連絡会議</p> <p>10月17日 熊本市「熊本市国際交流会館 4階 第3会議室」 議 題 不当労働行為審査事件における申立期間及び支配介入の判断について（熊本県） 講 演 演 題 「労組法は地方にもう存在しないかも ー断言はしないけど、そうなら労委はどうしましょうかね？ー」 講 師 熊本県労働委員会会長代理 紺屋 博昭 氏</p>

会 議 名		内 容
九州 地区 会議	6	<p>2月29日 第2回幹事会 那覇市「沖縄県労働金庫 3階 会議室」 先議・報告・協議事項 ア 役員の交代について イ 全国労委労協の取り組み ウ 九プロ労委労協の取り組み エ 2023年度会計監査の選出について オ 「研修会」(2024.5.16)のテーマについて カ 2024年度 九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて キ 月刊「労委労協」執筆計画(担当県)について ク 全国労働委員会連絡協議会 副議長・場内発言の順位について ケ 九プロ労委労協総会の開催計画について コ 次回「2024年度第1回幹事会」(開催権：福岡県) サ 持続可能な組織運営のための財政見直しについて シ その他 ス 各県の特徴的状況</p> <p>3月1日 2023年度 事例・命令研究会 事例報告 「福岡市水道サービスユニオン労働協約の地域的拡張適用事件の概要」 報告者 福岡県労委労働者委員 (労委労協九州ブロック幹事) 桑原 忠志 氏</p>
	7	<p>5月15日 総会 那覇市「沖縄県青年会館 3階「歓会の間」」 議 題 ア 2023年度活動経過・会計決算・決算監査 各報告 イ 2024年度の取り組み(案)・予算(案)・役員体制(案) ウ 各県労委情報交換(各県報告)</p> <p>5月16日 研修会 演 題 「労組法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について」 講 師 自治労福岡県本部 アドバイザー 大土 重義 氏</p>
	8	<p>9月26日 幹事会 福岡市「連合福岡 3階 会議室B」 報告事項 ア 2024年度九州ブロック労委労協総会・研修会 イ 第90回九州労働委員会連絡協議会 ウ 労委労協 命令研究会(第2回) ※中労委・関東ブロック主催 エ 2024年度全国労委労協第2回幹事会報告 オ 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会 カ 労働委員会の在り方検討について (労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会)</p> <p>協議・確認事項 ア 第79回全国労働委員会連絡協議会総会について(全労委総会) イ 第67回労委労協総会に向けて ウ 2025年度九プロ労委労協総会・研修会の開催に向けて(2025.5 福岡県開催) エ 研修会テーマについて(上記ウ総会と併催) オ 2024年度九プロ労委労協第2回幹事会の開催に向けて(2025.2・3 福岡県開催) カ 事例・命令研究会の開催について(2024.2・3 福岡県開催)</p> <p>9月27日 研修会 ア 合同労組の状況と課題(連合福岡ユニオン活動報告)</p>

会 議 名		内 容
九州地区会議	9	九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議 2月15日 鹿児島市 「ホテルレクストン鹿児島 4階 「ローズ」」 報告・議題 ア 全労委運営委員会の報告 イ 2024年度の九州地区研修会について 2月16日 意見・情報交換 ア 各県における審査・調整・個別あっせん事件について
	10	九州労働委員会事務局課長会議 9月5日 鹿児島市「鹿児島県庁 15階 労働委員会 審問調整室」 議 題 ア 九州労働委員会会長・事務局長会議の開催時期について（協議）（大分県） イ 令和7年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について（協議）（熊本県） ウ 令和7年度調査研究会議の研修内容等について（協議）（鹿児島県・沖縄県） エ 九州労働委員会協議会に係る研修等の事務処理要領の一部改定について（協議）（福岡県） オ 九州労働委員会等申し合わせ事項の改正について（協議）（熊本県） カ 令和7年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算の見直しに係る実施事業について（協議）（大分県） キ 繰越金を活用した令和7年度の取組（案）について（協議）（鹿児島県） ク 総会等会議におけるペーパーレス化及びウェブ活用の状況について（情報交換）（福岡県・鹿児島県） ケ 労働相談後のフォローアップについて（情報交換）（佐賀県） コ 労働委員会委員の活用のための労働相談会等の実施について（情報交換）（宮崎県） サ 労働委員会と知事部局の労働行政担当課との連携について（情報交換）（沖縄県）
	11	令和5年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門） 1月25日 長崎市「長崎県庁行政棟 3階 311会議室」 議 題 ア 使用者が休憩室でのビラ配布を許可しなかった場合の労組法7条3号の成否等について（福岡県） イ ポストノーティス命令発出基準等の有無について（熊本県） ウ 相談段階における相談者からの不当労働行為に該当するか否かの質問対応について（鹿児島県） エ 不当労働行為事件救済命令に対する取消訴訟が提起された場合の事務処理について（情報交換）（大分県） オ 労災の結果があっせん事項に影響を及ぼすことが考えられる事例への対応について（宮崎県） カ 被申請者と連絡がとれない場合の対応について（福岡県） キ 被申請者のあっせん不承諾理由について（沖縄県） ク 外国人労働者に係る事件の状況について（情報交換）（沖縄県） ケ 外国語での通訳サポートが必要な外国人労働者から労働相談及びあっせんの申請があった際の対応方法について（佐賀県） コ 通訳を必要とする相談者への対応について（情報交換）（大分県） サ 労働争議の実情調査結果の総会報告について（情報交換）（大分県）

会 議 名		内 容
九州地区会議	11	<p>令和5年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整・審査部門）</p> <p>1月26日 研修会</p> <p>演 題 「最近の労働判例の動きや特徴」 講 師 長崎県立大学地域創造学部公共政策学科 講師 後藤 究 氏</p> <p>シ 労働委員会の事務における「アナログ規制」の点検・見直しの状況について（熊本県） ス 不当労働行為事件、あっせん事件において、担当委員、あっせん員が期日外で当事者と接触した事例について（情報交換）（長崎県）</p>
	12	<p>令和6年度九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）</p> <p>7月18日 佐賀市「佐賀県庁南館 3階 労働委員会室」 議 題</p> <p>ア 当事者がフリーランス（個人事業主）の事件、相談について（鹿児島県） イ 労働者が争点となるあっせん申請の取扱いについて（福岡県） ウ 障がい者の契約更新にかかる助言及びあっせんについて（宮崎県） エ あっせん開始の判断が難しい場合の対応について（熊本県） オ 合同労組からのあっせん申請について（大分県） カ あっせんの解決率上昇につながる効果的な取組及びあっせんの平均処理日数の減少につながる効果的な取組について（沖縄県） キ あっせん不応諾の意向を示した被申請者への対応について（情報交換）（大分県） ク 労働争議の実情調査の範囲について（長崎県） ケ 労働相談者・あっせんの申請者が労委を認知したきっかけについて（長崎県） コ あっせんの終結後、あっせんの合意事項に違反した場合の対応について（佐賀県）</p> <p>7月19日 研修会</p> <p>演 題 ア「働き方の変化～副業・兼業について～」 イ「失業給付に係る制度について（離職理由と給付の関係）」 講 師 佐賀労働局労働基準部 監督課 専門監督官 奥田 朋子 氏 佐賀労働局労働基準部 職業安定課 地方雇用保険監察官 上河 佳子 氏</p>

## 9 研修内容等

研修名	内容
1 公労使委員 合同研修	<p>9月5日 東京都「日本教育会館 第一会議室」 全体研修 ア 講演 「労働委員会について ―歴史・現状・課題―」 講師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏 イ 講演 「労働法の基礎」 講師 中央労働委員会公益委員 小西 康之 氏 ウ 事例検討（調整関係）（岡山県） エ 模擬審問</p> <p>9月6日 公益委員研修 東京都「労働委員会会館 2階 205会議室（ア、イ）、6階 612 会議室（ウ）」 ア 審査実務研修 「事例研究（1事例）」 チューター 北海道労働委員会会長 國武 英生 氏 福岡県労働委員会公益委員 所 浩代 氏 イ 和解実務研修 「事例研究（1事例）」 チューター 神奈川県労働委員会会長 小野 毅 氏 東京都労働委員会公益委員 渡邊 敦子 氏 ウ 調整実務研修 「判例及び事例研究」 講師 前中央労働委員会会長代理 畠山 稔 氏</p> <p>労働者委員研修 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」 ア 講演 「不当労働行為救済制度について」 講師 弁護士 徳住 堅治 氏 イ 講演 「個別労働紛争の現状と解決制度について」 講師 弁護士 佐々木 亮 氏</p> <p>使用者委員基礎研修会 東京都「AP新橋 Dルーム」 ア 講演 「労組法7条の概要と不当労働行為審査制度の概要」 講師 第一協同法律事務所弁護士 峰 隆之 氏 イ 講演 「2024 問題 運輸業界の対応」 講師 中町誠法律事務所弁護士 中井 智子 氏 ウ 講演 「ハラスメント問題について」 講師 ひかり協同法律事務所 弁護士 増田 陳彦 氏</p>
2 公労使委員 個別紛争 専門研修	<p>12月5日 東京都「女性就業支援センターホール」 ア 講義① 「裁判例の動向」 講師 早稲田大学法学学術院教授 竹内 寿 氏 イ 事例発表 「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあつ せんの成功・失敗事例」（山梨県、愛知県、宮崎県）</p> <p>12月6日 東京都「女性就業支援センターホール」「ビジョンセンター田町」 ア 講義② 「労働関係法令の改正等の動向」 講師 京都大学大学院人間・環境学研究科教授 小畑 史子 氏 イ 「スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換」 （少人数によるグループディスカッション） テーマ1 「発表事例についての意見交換」 テーマ2 「今後の労委における個紛の位置づけ」について意見交換</p>

研 修 名		内 容
3	2023年度労 委労協命令 研 究 会	1月18日 WEB研修 テーマ 「労組法の労働者性について」 講 師 弁護士 竹村 和也 氏
4	2024年度労 委労協命令 研 究 会	4月9日 WEB研修 テーマ 「山形大学不当労働行為事件(山形労委平成27年(不)第1号)」 講 師 前山形県労働委員会労働者委員 館内 悟 氏 7月11日 WEB研修 テーマ 「広緑会(第2)不当労働行為事件(福岡県労委令和3年(不)第12号)」経 緯と命令の概要 講 師 福岡県労働委員会労働者委員 高田 章男 氏 10月17日 WEB研修 テーマ 「学研エデュケーショナル事件(都労委令和3年(不)第82号)都労委命令 について」 講 師 東京都労働委員会労働者委員 北 健一 氏
5	第50回九州 地区労働委 員会使用者 委員研修会	9月26日 宮崎市「ニューウェルシティ宮崎 2階 「高千穂」」 ア テーマ 「労働条件の決定と労働者の同意」 講 師 新井法律事務所 弁護士 新井 貴博 氏 イ 研究討議Ⅰ (審査事件について、長崎県からの事例発表と意見交換) 9月27日 ア 研究討議Ⅱ (調整事件について、福岡県からの事例発表と意見交換) イ 研究討議Ⅲ (個別事件について、宮崎県からの事例発表と意見交換)
6	第91回委員 研 究 会	2月27日 大分市「県庁舎新館 5階 51会議室」 講 演 演 題 「不当労働行為の認定・判断における留意点」 講 師 明治大学法学部教授 山川 隆一 氏
7	第92回委員 研 究 会	9月24日 大分市「県庁舎新館 5階 51会議室」 講 演 演 題 「労組法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について」 講 師 弁護士 古川 景一 氏
8	公労使委員 研 修	① 1月23日総会時 高野 浩子 使用者委員 大分市「県労委審問室」(以下同) テーマ 「労使見解と経営指針の必要性」 ② 2月13日総会時 林 大介 労働者委員 テーマ 「働くなかまのUAゼンセン」 ③ 5月28日総会時 藤野 久信 使用者委員 テーマ 「新規学卒者採用等に関する調査結果」 ④ 6月25日総会時 山本 悦子 労働者委員 テーマ 「連合大分女性委員会の取り組みについて」 ⑤ 7月23日総会時 後藤 素子 公益委員 テーマ 「コミュニケーション・スキルについて」 ⑥ 9月10日総会時 白川 憲一 使用者委員 テーマ 「公共交通について 大分県内バス・タクシーの現状と今後」 ⑦ 10月22日総会時 原口 享子 労働者委員 テーマ 「株式会社トキハとトキハ労働組合」 ⑧ 11月26日総会時 清水 立茂 会長代理 テーマ 「職場におけるハラスメントによる労災認定と損害賠償請求」 ⑨ 12月24日総会時 熊埜御堂 康昭 使用者委員 テーマ 「三和酒類株式会社 時代に合った社内コミュニケーションの模索」

研 修 名		内 容
9	委員人権 研 修	8月27日 大分市「県労委審問室」 講 演 テーマ 「人権尊重の大分県 ～すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして～」 講 師 大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 参事 東 信之 氏
10	第1回委員 特別研修	10月8日 大分市「県労委審問室」 講 演 「労働審判制度について」 講 師 大分地方裁判所 判事 周藤 崇久 氏
11	第75回労働 委員会事務 局職員中央 研 修	6月10日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂 ほか」 ア 講 演 「労働委員会制度について」 講 師 中央労働委員会会長 岩村 正彦 氏 イ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」 講 師 中央労働委員会労働者委員 山本 和代 氏 ウ 講 演 「労働委員会事務局職員に期待すること」 講 師 中央労働委員会使用者委員 坂田 甲一 氏 審 査 講 義 「不当労働行為の審査手続について」 講 師 東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏 調 整 講 義 「労働局のあっせん制度」 講 師 東京労働局雇用環境・均等部指導課統括労働紛争調整官 江口 貴志 氏 講 義 「裁判所における個別労働紛争解決システム」 講 師 最高裁判所事務総局行政局第二課課長補佐 奥井 順恵 氏 6月11日 審 査 講 義 「命令書(案)起案のための作業手順」 講 師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官 三田村 朝子 氏 演 習 団体交渉拒否(事例研究) 講 師 第一部会担当審査総括室労働専門職 稲垣 悠子 第二部会担当審査総括室 新井 隆平 調 整 演 習 実事例を基にした一連の処理について(集団紛争) 講 師 中央労働委員会事務局調整第二課労働専門職 有賀 利一 氏 埼玉県労働委員会事務局主幹 根本 美貴子 氏 演 習 実事例を基にした一連の処理について(個別紛争) 講 師 中央労働委員会事務局個別労働関係紛争業務支援室 個別労働関係紛争業務支援官 増子 剛 氏 静岡県労働委員会事務局調整審査課長 浅田 伸明 氏 事例紹介 「都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び中央労働委員会公益委 員によるコメント」 事例紹介者 栃木県労働委員会事務局副主幹 平野 裕 氏 コメンテーター 中央労働委員会東日本区域地方調整委員 渡邊 絹子 氏

研修名	内 容
12 令和6年度 労働委員会 事務局職員 個別紛争 専門研修	<p>7月9日 東京都「労働委員会会館 7階 講堂」</p> <p>ア 演習 「カウンセリング技法」 講師 一般社団法人日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー 中川 智子 氏</p> <p>イ 講義 「フリーランス・個人事業主の労働相談について」 講師 厚生労働省雇用環境・均等局在宅労働課 フリーランス就業環境整備室 室長補佐 栗栖 崇 氏</p> <p>7月10日</p> <p>ア 演習 受講者による都道府県労働委員会等のあっせん事例検討 コメンテーター 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（筑波大学ビジ ネスサイエンス系准教授） 渡邊 絹子 氏</p> <p>イ 講義 「労働関係法令の改正等の動向」「基本となる裁判例」 講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（成蹊大学法学部教授） 原 昌登 氏</p> <p>7月11日</p> <p>ア 講義 「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」 講師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員（千葉大学大学院社会科学 学研究院教授） 皆川 宏之 氏</p>
13 九州労働委 員会事務局 職員研修会	<p>10月18日 熊本市「熊本県労働委員会事務局 審問調整室」</p> <p>講 義 演 題 「命令書を作成する際の留意点」 講 師 中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室審査官 三田村 朝子 氏</p> <p>意見交換 「労働委員の知識・技術向上のための取組について」（熊本県）</p>
14 令和6年度 労働委員会 事務局職員 専門研修	<p>11月26日 東京都「西ヶ原研修合同庁舎 大研修室 ほか」</p> <p>ア 講 義 「不当労働行為審査手続の基礎と命令書」 講 師 中央労働委員会会長代理・第一部会長 山川 隆一 氏</p> <p>11月27日</p> <p>ア 演 習 不当労働行為事件審査演習① 講 師 中央労働委員会事務局審査官 三田村 氏、労働専門職 横山 氏、労働専門職 伊藤 氏</p> <p>イ 演 習 不当労働行為事件審査演習② 講 師 同上</p> <p>ウ 講 義 「実務経験からみた和解の留意点」 講 師 中央労働委員会事務局労働専門職 横山 剛 氏</p> <p>11月28日</p> <p>ア 講 義 命令原案作成① 講 師 中央労働委員会事務局特別専門官 鈴木氏、特別専門官 寺崎氏、労 働専門職 宮本氏 東京都労働委員会事務局審査調整課 課長代理 福田氏、課長代理 平野氏</p> <p>イ 講 義 命令原案作成② 講 師 同上</p> <p>ウ 講 義 命令原案作成③ 講 師 同上</p> <p>11月29日</p> <p>ア 講 義 命令原案作成④ 講 師 同上</p>

研 修 名		内 容
15	令和6年度九州沖縄地区労使関係セミナー	12月18日 長崎市「ホテルセントヒル長崎 2階 「妙見の間」」 基調講演 「判例等を踏まえた中小企業におけるハラスメント対策について」 講 師 中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長 (千葉大学大学院社会科学研究院教授) 皆川 宏之 氏 講 演 「長崎県労働委員会の取組について」 講 師 長崎県労働委員会労働者委員 (日本労働組合総連合会会長長崎県連合会長) 高藤 義弘 氏
16	令和5年度労働法の初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 1月26日 講 義 「労働市場法(1) 労働力需給調整等、個別施策」(第8回研修) 2月16日 講 義 「労働市場法(2) 人材育成、雇用のセーフティネット」(第9回研修) 3月8日(音声のみの収録) 講 義 「女性関係法、差別禁止法」(第10回研修)
17	令和6年度労働法の初歩研修	※ 講師 元日本大学法学部講師 白川 欽也 氏 6月28日 講 義 「法とは何か～労働法の概要、労働契約法、労働基準法(1)」(第1回研修) 7月26日 講 義 「労働基準法(2)」(第2回研修) 8月30日 講 義 「安全衛生法、労災保険法」(第3回研修) 9月27日 講 義 「集団的労働関係～労働組合と労働組合法」(第4回研修) 12月20日 講 義 「集団的労使関係～紛争調整 不当労働行為救済制度」(第5回研修)
18	令和5年度労働判例勉強会	※WEB研修 チューター 弁護士 宮本 雅史 氏 1月15日 書面性を欠く労使合意と労働協約 2月19日 労働協約による労働条件の不利益変更
19	令和6年度労働判例勉強会	※WEB研修 チューター 大阪大学大学院生 廣野 風跳 氏 5月21日 労働判例のポイント、参考判例 6月25日 業務命令 7月30日 全額払いの原則と調整的相殺 9月10日 全額払いの原則と賃金債権の放棄 10月8日 全額払いの原則と合意による相殺 11月22日 誠実交渉命令の適法性 12月24日 経歴詐称

10 有効求人倍率・完全失業率の推移（県内及び全国）

年 月	大分県	全 国	完全失業率の推移（％）	
			大分県	全 国
令和6年1月	1.41	1.27	2.1	2.4
2月	1.40	1.26		2.6
3月	1.36	1.28		2.6
4月	1.33	1.26	2.4	2.6
5月	1.31	1.24		2.6
6月	1.29	1.23		2.5
7月	1.31	1.24	1.8	2.7
8月	1.35	1.23		2.5
9月	1.34	1.24		2.4
10月	1.38	1.25		2.5
11月	1.37	1.25		2.5
12月	1.41	1.25		2.4

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

11 労働委員会委員

区分	期別 氏名	37期	38期	39期	40期	41期	42期	43期
		H14. 1. 24～	H16. 1. 26～	H18. 1. 26～	H20. 1. 28～	H22. 1. 28～	H24. 2. 1～	H26. 2. 3～
公益委員	小林 達也	●	●					
	富川 盛郎	◎	◎	●	●			
	大崎 美泉	○	○					
	千手 章夫							
	橋本 順子	○	○					
	友永 清	○	○					
	宇野 稔			◎	◎	◎	◎(25. 1. 31辞)	
	曾根崎 和人			○	○			
	岩尾 允子			○	○	○	○	
	麻生 昭一			○	○	●	●	●
	佐藤 トモコ					○	○	○
	須賀 陽二					○	○	○
	鈴木 芳明						◎(25. 2. 25任)	◎
三浦 恭子							○	
労働者委員	羽 明 省 三	△	△(17. 8. 26辞)					
	南 征一郎	△(15. 1. 31辞)						
	舛 友 俊 一	△						
	棚 村 和 秀	△(15. 2. 1任)	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)			
	斎 藤 忠 夫	△(15. 1. 31辞)						
	開 田 恵 三	△(15. 2. 1任)	△	△	△(20. 7. 22辞)			
	大 場 光 夫	△	△(16. 11. 30辞)					
	安 東 テル子	△						
	森 政 文		△	△	△(21. 3. 31辞)			
	馬 場 徳 明		△(17. 1. 24任)					
	嶋 崎 龍 生		△	△	△	△(23. 10. 28辞)		
	米 田 正 規			△	△	△		
	村 田 正 利				△(20. 10. 9任)	△	△(幹事)	△(幹事)
	戸 高 佳 到				△(20. 10. 9任)			
	宗 安 勝 敏				△(21. 6. 11任)			
	野 上 恵 子					△		
	安 東 伸 彦					△(23. 10. 28辞)		
	吐 合 史 郎					△(23. 11. 7任)	△	
	小 嶋 一 良					△(23. 11. 7任)	△(24. 10. 10辞)	
	小 代 正 人						△(24. 10. 11辞)	
則 松 佳 子						△	△	
首 藤 浩 二						△(24. 10. 19任)	△	
神 田 健 一						△(24. 10. 19任)	△(26. 9. 21辞)	
松 尾 竜 二							△(26. 9. 22任)	
志 賀 慎 二							△	
使用者委員	後 藤 誠	▲	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)			
	峯 山 久 人	▲	▲	▲	▲			
	岡 本 邦 彦	▲	▲	▲				
	伊 坂 信 隆	▲	▲	▲				
	杉 原 正 晴	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤 松 健 一 郎				▲	▲	▲	▲
	田 北 裕 之				▲	▲	▲	▲
	川 崎 裕 一				▲(21. 3. 17任)	▲(22. 7. 13辞)		
	大 塚 伸 宏					▲	▲(幹事)	▲(幹事)
	馬 場 ヒロ子					▲(22. 8. 16任)	▲	▲

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

区分	期別 氏名	44期	45期	46期	47期	47期	47期	48期
		H28. 2. 4～	H30. 2. 7～	R2. 2. 12～	R4. 2. 16～	R4. 7. 27～	R4. 9. 5～	R6. 2. 19～
公益委員	須賀陽二	●	●					
	鈴木芳明	◎	◎	◎				
	三浦恭子	○	○	○	○	○	○	
	関恵子	○	○					
	深田茂人	○	○	●	●	●	●	●
	清水立茂			○	◎	◎	◎	◎
	柴田尚子			○	○	○	○	
	渡邊博子				○	○	○	○
	後藤素子							○
	堀江貴陽子							○
労働者委員	松尾竜二	△	△	△				
	志賀慎二	△	△					
	佐藤寛人	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)			
	藤本雅史	△	△	△				
	太田美乃里	△	△	△				
	新宮高志			△	△	△(幹事)	△(幹事)	△(幹事)
	石本健二				△	△	△	△
	林大介				△	△	△	△
	原口享子				△	△	△	△
	山本悦子						△	△
使用者委員	杉原正晴	▲						
	赤松健一郎	▲	▲					
	田北裕之	▲	▲					
	大塚伸宏	▲(幹事)	▲(幹事)					
	馬場ヒロ子	▲						
	白川憲一		▲	▲	▲	▲	▲	▲
	大山直美		▲	▲				
	藤野久信			▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)
	兒玉雅紀			▲	▲	▲	▲	
	熊埜御堂康昭			▲	▲	▲	▲	▲
	高野浩子				▲	▲	▲	▲
	寺司志保美							▲

●会長    ◎会長代理    ○公益委員    △労働者委員    ▲使用者委員

12 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5.1	12	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --- B[総務調整課]     A --- C[審査課]     B --- D[総務調整係]     C --- E[審査係]                     </pre>
H12	4.1	12	12	<pre> graph TD     A[事務局長] --- B[調整審査課]     B --- C[総務係]     B --- D[調整審査係]                     </pre>
H13	4.1	11	11	
H14	4.1	11	10(～9.30)	
			11(10.1～)	
H15	5.22	11	11	<pre> graph TD     A[事務局長] --- B[調整審査課]                     </pre>
H16	4.1	10	10	
H17	4.1	10	10	
H18	4.1	10	10	
H19	5.1	9	9	
H20	4.1	9	9	
H21	4.1	8	9	
H22	4.1	8	8	
H23	5.1	8	8	
H24	4.1	8	8	
H25	4.1	8	8	
H26	4.1	8	8	
H27	5.1	8	8	
H28	4.1	8	8	
H29	4.1	8	7(～9.30)	
			8(10.1～)	
H30	4.1	8	8	
H31(R元)	4.26	8	8	
R2	4.1	8	8	
R3	4.1	8	8	
R4	4.1	8	8	
R5	5.15	8	8	
R6	4.1	8	8	

## 13 大分県労働委員会規則

(平成17年5月24日大分県労働委員会規則第1号)  
改正(平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号)

(目的)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号。以下「労委規則」という。)の規定に基づく大分県労働委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第2条 総会は、定例総会(労委規則第4条第1項の規定による総会をいう。以下同じ。)及び臨時総会(労委規則第4条第2項及び第5項の規定による総会をいう。)とする。

2 定例総会は、毎月第2火曜日及び第4火曜日に開催することを例とする。

3 労委規則第4条第2項の規定により知事又は3人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の3日前までに、会長に通告しなければならない。

4 労委規則第4条第4項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。

5 労委規則第4条第5項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。

6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第3条 労委規則第5条第1項第10号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第4条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の3分の2以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第5条 法第21条第1項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の3分の2以上の同意があった場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第6条 労委規則第8条第1項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。

一 総会で議決したとき。

二 3人以上の公益委員から請求があったとき。

(議事録)

第7条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第15条第2項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第8条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第9条 法第27条の18に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

一 法第7条第1号、第3号及び第4号に掲げる行為に係る事件並びに同条第1号から第4号までに掲げる行為が複合した事件 360日

二 法第7条第2号に掲げる行為のみに係る事件 100日

2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。

3 第1項第1号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね90日（第1回委員調査にあつては60日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね90日とするものとする。

4 第1項第2号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね40日（第1回委員調査にあつては30日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね30日とするものとする。

(審査の計画)

第10条 法第27条の6に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。

3 法第24条第1項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。

4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるると判断される場合は、この限りではない。

5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。

一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合

二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合

三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

(不当労働行為事件の審査の実施状況の公表)

第11条 法第27条の18に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 事件番号

二 請求する救済の内容

三 申立年月日

四 調査回数

五 審問回数

六 証人数

- 七 審査の計画で定めた日数
- 八 和解に要した日数
- 九 計画変更により増減した日数
- 十 処理日数
- 十一 終結年月日
- 十二 終結状況

- 2 前項の公表は、毎年3月31日までに、前年1月1日から12月31日までの間の分について行うものとする。
- 3 第1項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

(調整事件の調整の実施状況の公表)

第12条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第20条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第20条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
- 二 区分
- 三 調整事項
- 四 申請年月日
- 五 調査回数
- 六 調整回数
- 七 処理日数
- 八 終結年月日
- 九 終結状況

- 2 公表の時期及び方法については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日大分県労働委員会規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第11条第2項及び第12条第2項の規定にかかわらず、平成17年4月1日から同年12月31日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第 70 号

(令和 6 年版)

令和 7 年 3 月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局  
大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号  
電話 : 097-506-5241 (直通)  
F A X : 097-506-1788

(非売品)